

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	四街道市

四街道市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	環境経済部 産業振興課
所在地	四街道市鹿渡無番地
電話番号	043—421—6133
FAX番号	043—424—2013
メールアドレス	ysangyo@city.yotsukaido.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ウサギ、イノシシ、カラス等鳥類
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	四街道市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	野菜、果樹	－ 千円 － ha
アライグマ	豆類	－ 千円 － ha
タヌキ	野菜、果樹	113 千円 0.83ha
ウサギ	野菜	－ 千円 － ha
イノシシ	野菜、水稻	－ 千円 － ha
カラス等鳥類	野菜、果樹、稲、麦類	3445 千円 4.94ha

(2) 被害の傾向

○ハクビシン

現時点において、明確な被害額等の報告はないが、年間を通して畑に出没し、特にトウモロコシやイチゴ等に一部食害が見られる。出没区域は市内全域に及び、近年では住宅地においても目撃されている。個体数は増加傾向にあると見込まれ、今後被害の増加が予想される。

○アライグマ

現時点において、明確な被害額等の報告はないが、本市の一部地域において、野菜類への被害が報告されており、今後被害の増大が予想される。

○タヌキ

年間を通して畑作物全般に被害が及び、被害区域は市内全域に及ぶ。

○ウサギ

現時点において、明確な被害額等の報告はないが、本市の一部地域において、野菜類への被害が報告されており、今後被害の増大が予想される。

○イノシシ

現時点において、直接確認された事例は無いものの、佐倉市との市境付近において、イノシシによるものと見られる活動痕跡が発見されたことから、今後被害の発生が予想される。

○カラス等鳥類

カラス、ドバト、スズメ、キジ等の鳥類については、果樹類、落花生、野菜類、水稻、麦類が被害を受けており、被害区域は市内全域に及ぶ。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ハクビシン	－ 千円 － ha	0千円 0ha
アライグマ	－ 千円 － ha	0千円 0ha
タヌキ	113 千円 0.83ha	90千円 0.66ha
ウサギ	－ 千円 － ha	0千円 0ha
イノシシ	－ 千円 － ha	0千円 0ha
カラス等鳥類	3445 千円 4.94ha	2756千円 3.95ha
合計被害金額	3,558千円 5.77ha	2,846千円 4.61ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥類については地元猟友会の協力により、猟銃使用による捕獲を年2回（6月・8月）実施してきた。</p> <p>アライグマについては、箱わな（※）による捕獲を強化するため、箱わなを被害農地に設置した。</p> <p>※箱わなの整備状況 （県から借用） H30年度 36基 R1年度 36基 R2年度 45基</p>	<p>捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成及び確保が急務となっている。</p> <p>また、イノシシの捕獲のため、わな猟免許保有者の確保も急務である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	特になし。	特になし。

(5) 今後の取組方針

捕獲による対象鳥獣の個体数の削減を目指し、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ウサギ、イノシシについては、市街地を除く全域で箱わなによる捕獲を実施する。

また、農業者等に対し、狩猟免許取得を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○小型獣類	・市職員による箱わなを主体とした捕獲を行う。
○イノシシ	・猟友会による箱わなを主体とした捕獲を行う。(止めさしのみ銃器使用)
○鳥類	・猟友会による銃器を使用した捕獲を年2回(6月、8月)行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ハクビシン アライグマ タヌキ ウサギ イノシシ カラス等鳥類	地元猟友会及び農業委員との連携を密にし、目撃情報や被害状況を把握し、箱わな等の設置により効率的かつ効果的な捕獲を行う。 銃器による捕獲は対象鳥類の捕獲のみとし、産業振興課職員並びに鳥獣保護管理員が随行する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害状況を把握し、被害の無い地域への拡大・拡散防止のため積極的に捕獲を行う。特にハクビシン・アライグマについては、近年急激に増加したため、捕獲計画に基づき捕獲を強化する。 イノシシについては、適切かつ効果的な捕獲を実施することにより、定着化を防ぐ。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ハクビシン	40頭	40頭	40頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭
ウサギ	10頭	10頭	10頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭
カラス等鳥類	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<p>出沒報告の多い農地を中心に箱わなを重点的に設置することで、捕獲強化を図る。わなによる捕獲は、通年実施する。</p> <p>また、銃器による捕獲駆除については対象鳥類のみを対象とし、佐倉猟友会や農協等関係機関と協議した上で、実施の判断をする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定まで至っていない。	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン ・アライグマ ・タヌキ ・ウサギ ・イノシシ ・カラス等鳥類 	<p>農家組合を通じ、市の箱わな設置について周知を図るとともに、農作物の残置をしない旨や耕作放棄地の草刈りについて啓発し、生息環境管理の取組を推進する。</p> <p>イノシシについては、出沒が日常化していない段階で耕作放棄地の草刈りを含め対応策を検討し、出沒時に効果的な捕獲を実施していく。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
四街道市産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の策定 ・事務局

四街道市環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力 ・ 情報提供
四街道市教育委員会学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力 ・ 情報提供
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護管理に関する事項 ・ 捕獲時の従事者に対する指導
佐倉猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲 ・ 情報提供
四街道警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 ・ 連絡体制強化

(2) 緊急時の連絡体制

緊急の事態が発生した場合には、各関係機関への周知徹底を速やかに行い、情報の共有化を図る。
 ※緊急時の連絡体制図については別紙参照

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ等の捕獲鳥獣は、殺処分後クリーンセンターでの焼却処理を原則とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有害鳥獣捕獲事業において捕獲する鳥獣類は、カラスやタヌキが主であり、食品利用に適する鳥獣の捕獲数量が少ないため、有効利用を図ることが出来ない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県印旛農業事務所	情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物等への被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市及び千葉県との連携を図るとともに、農業者の被害防止に対する意識の向上を図る。

